

第106回小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部会議録	日時	令和4年1月18日(火) 9:40~11:00	場所	議場
出席者	西岡市長、住野副市長、大熊教育長、天野企画財政部長、高橋庁舎建設等担当部長、加藤総務部長、西田市民部長、中谷福祉保健部長、大澤子ども家庭部長、若藤都市整備部長、大津学校教育部長、藤本生涯学習部長、梅原企画政策課長、石原健康課長、堤新型コロナウイルス感染症対策担当課長、深澤ごみ対策課長、宮奈地域安全課長、穂山地域安全係長			
付議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務継続について 2 新型コロナウイルス感染症への対応について 3 各部連絡事項 			
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・小金井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）抜粋 ・「BCP（業務継続計画）の再点検」について ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る基幹系端末等の臨時的な提供依頼について ・小金井市内介護事業所における新型コロナウイルス感染について ・新型コロナウイルス感染症の感染急拡大への対応について ・新型コロナウイルス感染症の検査を受ける方へ ・新型コロナウイルス感染症患者急増に伴う対応について（協力依頼） ・オミクロン株の感染急拡大から命を守る緊急対策について 			
<p>(進行：福祉保健部長)</p> <p>(市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の第6波、オミクロン株の感染が爆発的に増加しており、東京都でも新規感染者が4,000人台の推移となっており、さらに増加が見込まれている。 ・病床利用率も20%を超えたため、まん延防止等重点措置の適用を1都3県で申請し、明日には正式決定される見込みである。期間は3週間程度となる見込み。 ・過去2回のまん延防止等重点措置は、その後すぐに緊急事態宣言発令となったことから、今後、緊急事態宣言発令になる可能性がある。さらに厳しい状況が想定される。 ・市内でも1月入ってから9日で12名、16日で31名と感染者が増えており、自宅療養者も本日時点で145名と増加が続いている。 ・自宅療養者等買物支援や自宅療養者等生活支援等、担当部署には苦勞かけるがよろしくお願ひしたい。 ・新型コロナウイルスワクチンの3回目接種も明日から保健センターで開始される。一般の方も接種間隔6か月へ前倒しになる見込みであるなど変動があるが、市の最優先課題として注力してまいりたい。 ・新型コロナウイルスの経口薬の取組も医師会、薬剤師会と協力して迅速に対応していく。 ・PCR検査受検者搬送車両も本日から3台体制に増強した。 				

- ・幼稚園、保育園、高齢者施設等、連日感染者が出ている。
- ・ワクチンや経口薬を適切に活用して、市民の皆様も感染防止にご協力いただきたい。
- ・BCPについては東京都から再点検するよう連絡がきているため、BCPにも調整して取り組んでいく。
- ・職員にも濃厚接触者やPCR検査受検した者もあり、健康観察が極めて重要になっている。正規職員だけでなく会計年度任用職員や臨時のスタッフも含めて情報収集に努めてほしい。

1 業務継続について

(総務部長)

- ・テレワークは5月から試行を開始し、本格運用に移行していくことを検討している。
- ・テレワーク用端末は部長職者用10台、理事者用3台、その他10台となっており、ハード面での制約もある。
- ・活用の具体案としては、課もしくは係の概ね4割近い職員または管理職が感染又は濃厚接触者として出勤できない状況に陥った場合、時間外や内部応援等で継続が可能な場合はBCP発動無し、困難な場合はBCP発動となり、陽性者ではない職員や濃厚接触者で自宅待機中野職員がテレワーク可能と想定される。
- ・テレワーク試行は、今週月曜から始まっている職場については予定通り行うが、テレワーク試行未実施職場（市民部、都市整備部）の管理職（課長職）について、テレワーク実施手続き（手順）に係る説明会を急遽19日（水）開催する。まずは課長職に理解してもらい、課長職から一般職へ説明してもらう。
- ・試行用端末（上記の「その他」）10台のうち、3台（福祉保健部、生涯学習部、行政委員会から各1台）を感染拡大緊急対応用端末として引き上げて、情報システム課で管理する。前述のBCP発動時に使用することも想定している。試行中の残りの端末（7台）についても、オミクロン株の今後の感染拡大の状況により、試行を中断する場合もある。

(健康課長)

- ・1月14日付の東京都福祉保健局感染症対策部長からの事務連絡では、濃厚接触者の健康観察期間は国通知に基づき10日間となる旨が明示された。なお、1月14日以前にオミクロン株と判断された人についても遡及対応することとなった。
- ・東京都フォローアップセンターも今では1事業者への委託だったが、3事業者へ拡充する。
- ・発生届は医療機関からだけでなく本人から届け出る仕組みも今週からスタートしている。
- ・1月13日付の多摩府中保健所からの事務連絡の2ページ目に濃厚接触者の範囲が明示されており、保健所で説明しきれないときの資料として活用する。

(市長)

- ・濃厚接触者の自宅待機期間が14日から10日になったというが、これはオミクロン株に

限定したものか？

(健康課長)

- ・その通りである。

(市長)

- ・濃厚接触者であっても医療従事者は毎日検査して陰性であれば出勤可能、エッセンシャルワーカーは6日間の待機後に出勤可能と聞かれる。エッセンシャルワーカーの定義も決まらないといけない。

(健康課長)

- ・厚生労働省のホームページに定義があるようだが、現時点では確認できていない。

(子ども家庭部長)

- ・自治体職員はエッセンシャルワーカーという見方もあるもようであるため、早くエッセンシャルワーカーの定義を決めてほしい。今、保育園では自宅待機期間を10日間としている。

(新型コロナウイルス感染症対策担当課長)

- ・近隣の自治体では、厚生労働省の定義を参考にしつつ各市で決めていくというのが多いようである。

(総務部長)

- ・濃厚接触者になると受検が義務なのか？

(健康課長)

- ・よくある問合せとして、会社から受けてくるよう言われたというものが多い。市ホームページに検査可能な医療機関を掲載している。

(総務部長)

- ・濃厚接触者で自宅待機中の職員がテレワークでPCを使う際の定義をどうすべきか。勤務先の指示であるにもかかわらず自費というのもいろいろと難しい。

(健康課長)

- ・東京都の無料検査会場では、現在検査数に限りがあるようである。

(総務部長)

- ・職員の負担になる。濃厚接触者の受検は自己判断。

(健康課長)

- ・保健所との会議では、健康観察を担ってくれる医師は多いと聞いている。ただ、濃厚接触者の検査まで担ってくれるのかは不透明である。

(市長)

- ・濃厚接触者で4日目等に検査して陰性であっても自宅待機となる。

(総務部長)

- ・陰性ならテレワーク用のPCを使っていいことにしている。
- ・濃厚接触者で自宅待機中に陽性になることもある。

(子ども家庭部長)

- ・濃厚接触者は結局のところ、自宅待機期間は10日間なのか？6日間なのか？ひとまず、現時点では10日間という理解でよいか？

(市長)

- ・社会経済活動を止めないという観点もあることから、現時点では10日間とする。なお、社会活動維持のため6日間等へ短縮するのを確定したほうが良いと考える。

(福祉保健部長)

- ・1月13日付の多摩府中保健所からの事務連絡の2ページ目に濃厚接触者の範囲をよく理解し、さらに自宅待機期間も一般の場合は10日間。
- ・エッセンシャルワーカーの日数、エッセンシャルワーカーの範囲(教員、保育、学童等)を検討する必要がある。
- ・教員に検査して陰性なら業務を継続するというのであれば、検査費用について市で予算化が必要である。

(子ども家庭部長)

- ・検査キットによって自宅待機期間が6日間とか7日間というのが分かれるもようだ。
- ・民間保育園については運営会社の方針次第である。

(福祉保健部長)

- ・エッセンシャルワーカーの範囲を決めて、フローチャートも作っていく必要がある。

(新型コロナウイルス感染症対策担当課長)

- ・エッセンシャルワーカーの範囲の確定については、現時点ではまだ材料が足りないため、期限を区切って来週までに決めるというのはどうか。

(福祉保健部長)

- ・来週、本部メンバー(企画政策課、健康課、子ども家庭部、学校教育部)で決める。
- ・東京都が示している欠勤10%のBCPについて、各課で業務の見直し(テレワーク活用も含めて)を進めてほしい。東京都では管理職は全員テレワークのもようである。
- ・欠勤者が、10%のとき、20%のとき、30%のとき、40%のとき、と段階ごとにBCPを決めていく必要がある。

(総務部長)

- ・テレワーク用PCは部長職者用も含めると20台ある。また、課や係の人数にもよるが、まずは時間外での対応、内部応援での対応できるところを各課で想定しておいてもらう。
- ・総務部では、各課長に自分の課が4割欠勤したときのこともそうだが、他課が4割欠勤して応援に出すことも想定するよう指示してある。

(福祉保健部長)

- ・各部各課には、欠勤者が、10%のとき、20%のとき、30%のとき、40%のとき、と段階ごとにBCPを考えてもらう。

・最終的には事業停止（閉める）ということになるが、どこまで耐性があるか、課長が判断し、部長が調整し、職場で共有する。

（総務部長）

・スピード感をもって対応してほしい。応援体制については職員課でその部門の経験者等も情報は持っているため、相談してほしい。

・BCPで事業縮小しても事業停止できない部分もある。10日間なり2週間なりをどう乗り越えていくかを想定してほしい。

（子ども家庭部長）

・新型インフルエンザの際に業務の割り振りを作っているため、それを基本路線に考えていけばいいと思う。

・これから年度末を迎え、来月には議会もあることから、各部に協力していただきたい。

（福祉保健部長）

・ワクチン担当は事業停止できない。

（新型コロナウイルス感染症対策担当課長）

・耐えられなくなった際には応援をお願いしたい。

（福祉保健部長）

・ワクチン担当は2～3日止まるだけでも影響が大きい。

（市長）

・健康課も事業停止となったら影響が大きい。

・市の判断として事業停止したり、応援に出すこともできる。

（福祉保健部長）

・新型コロナウイルス感染症対策担当課長と健康課長にワクチン担当、健康課の素案を考えてもらう。

（市長）

・オミクロン株の感染拡大で、庁議や本部も来週からオンラインに切り替えたほうがいい。

（福祉保健部長）

・エッセンシャルワーカーの範囲を決めて、リカバリー方法を1週間を目途に決める。

・各部署のBCP対応については、各課長がまとめ、部長へ報告する。

・庁議や本部での感染防止対策としてオンライン対応を情報システム課へ依頼する。

（教育長）

・各家庭のPCも繋げるようにしたらどうかと情報システム課へ話をしたところ、職員課や労働組合との協議が必要との回答であった。早急に検討してほしい。

・エッセンシャルワーカーの範囲を決めることは必要であるが、やり方によっては職業差別につながる恐れもあるため、誰が見ても納得できるようにしてほしい。

(新型コロナウイルス感染症対策担当課長)

- ・東京都との会議では、4月4日までに全対象者のワクチンを確保できる見通しとのことであった。高齢者は接種間隔7か月から6か月へ、一般の人も同7か月から6か月にしたい。
- ・3月～4月を3回目接種のピークと想定して接種を進めていきたい。
- ・3月下旬からは5歳～11歳の接種も始まる。その後には4回目接種も動き出す。
- ・小金井市新型コロナワクチン接種実施計画の改定についても取り組む。
- ・今後の体制は、23%がファイザー製ワクチン、それ以外はモデルナ製とされ、交互接種の方が6倍高い予防効果があるとされている。
- ・自衛隊の大規模接種会場が1月31日からスタートし、東京都も大規模接種会場を3か所開設する。

(市長)

- ・2月3日19時からワクチン連絡会がある。

(生涯学習部長)

- ・まん延防止等重点措置について、明日詳細が明らかになるが、内容確認次第、公共施設の対応を決めていきたい。

3 各部連絡事項

(総務部長)

- ・まん延防止等重点措置に向けて、防災行政無線の準備も進めていきたい。

(企画政策課長)

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた附属機関等の運営について、C-naviに掲載して周知している。

(地域福祉課長)

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について、基幹系端末の供出をお願いしたい。1月18日には各部署へ依頼文を出しているが、改めて協力をお願いしたい。
- ・今週中に確認書を印刷し、来週封入封緘、1月31日に発送を予定している。
- ・1月24日にはコールセンターが稼働し、2月1日には窓口開設を予定している。

(福祉保健部長)

- ・基幹系端末の供出、協力をお願いしたい。

(学校教育部長)

- ・小中学校での陽性者が増加している。

(福祉保健部長)

- ・エッセンシャルワーカーの範囲を定めるフローチャートを作成する。

(副市長)

- ・東京都は3000人体制の応援体制を組んでいる。
- ・応援が本当に必要な部署にターゲットを絞って体制を組んでいきたい。

(以上)